１００．０２

特例法令における用語の定義

１．電子情報処理組織

特例法にいう「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置等の周辺機器を含む。）と出願人等（手続をする者又はその者の代理人）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう（特例法２条１項）。

２．特許等関係法令

特例法にいう「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくは特例法又はこれらの法律に基づく命令（政令、省令）をいう（特例法２条２項）。

３．特許料等

特例法第１４条第１項にいう「特許料等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）特許法第１０７条第１項の特許料
（２）特許法第１１２条第２項の割増特許料
（３）実用新案法第３１条第１項の登録料
（４）実用新案法第３３条第２項の割増登録料
（５）意匠法第４２条第１項の登録料
（６）意匠法第４４条第２項の割増登録料
（７）商標法第４０条第１項又は第２項の登録料
（８）商標法第４１条の２第１項又は第７項の登録料
（９）商標法第４３条第１項から第３項までの割増登録料
（１０）商標法第６５条の７第１項又は第２項の登録料

４．電子署名

「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう（特例施規１３条１項）。

５．電子証明書

「電子証明書」とは、商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書及び特許庁長官が告示で定める電子証明書をいう（特例施規１３条１項）。

（改訂令和６・１）